

資金決済法に基づく表示(資金移動業)_新旧対照表

変更前 (2021年5月28日版)	変更後 (2021年9月30日版)	説明
<p>8.取り扱う為替取引の額の上限</p> <p>(1)チャージ</p> <p>チャージ後の残高が <u>200</u> 万円を超えない範囲でチャージできます。</p> <p>100 万円/回、100 万円/日</p> <p>:</p> <p>14.口座開設契約等により、利用者ごとに資金移動業者が受け入れられる金額に上限がある場合には、当該上限金額</p> <p>(1)出金可能バリューの残高上限額(外貨による場合は、当社所定の方法により日本円に換算した金額)は <u>200</u> 万円です。チャージ後の残高が残高上限額を超える場合は、チャージすることができません。</p> <p>:</p>	<p>8.取り扱う為替取引の額の上限</p> <p>(1)チャージ</p> <p>チャージ後の残高が <u>100</u> 万円を超えない範囲でチャージできます。</p> <p>100 万円/回、100 万円/日</p> <p>:</p> <p>14.口座開設契約等により、利用者ごとに資金移動業者が受け入れられる金額に上限がある場合には、当該上限金額</p> <p>(1)出金可能バリューの残高上限額(外貨による場合は、当社所定の方法により日本円に換算した金額)は <u>100</u> 万円です。チャージ後の残高が残高上限額を超える場合は、チャージすることができません。</p> <p>:</p>	<p>残高上限額の変更</p> <p>残高上限額の変更</p>